

鏡野町独自の 造林事業に対する補助事業が創設されました

新たに「森林林業再生プラン」

「森林・林業の再生に向けた改革の姿」が国により策定され、今後10年間の森林施業の集約化、路網整備の方向性が示されました。

制度の詳細については未確定な部分が多く、計画等の策定については本年度中に実施されますが、年度途中まで既存の補助制度が継続される予定です。

このような中、鏡野町としては町民全体の財産であり町の基幹産業である森林・林業の活性化を目指す、厳しい経営環境ではありますが、少しでも自己山林の手入れを行っていただくことが、町全体の体力向上に繋がるのではと考え、町単独の補助事業を創設しました。

国の制度が未確定であり、補助の期限等も限定的になる可能性もあります、有効に活用していただき、「森」と「いで湯」と「田園文化の里」にふさわしい美林をつくっていきましょう！

制度の概要

新規及び改正事項

補助造林事業（国庫、県費）による間伐、枝打ちを実施する場合において次のとおり町単独での上乗せ補助を実施します。

間伐（切捨て）（4～7 齢級）

10,000円/ha以内
（改正前9,000円/ha）

間伐（搬出）（4～9 齢級）

20,000円/ha以内

枝打ち（3～6 齢級）

20,000円/ha以内
（2m以下）

30,000円/ha以内
（2m～4m以下）

いずれも、**国庫の補助要件を満たしている事**

継続事業

作業道開設補助

間伐材搬出を目的とする延長100m以上500m以下の作業道

手続き

幅員3m以上 受益者が2人以上
1.0m当たり 1,000円
幅員2.0m以上 3.0m未満
1.0m当たり 500円

※申請前に着手したものは対象となりませんのでご注意ください。

国庫補助金の上乗せ補助としますので、作州かがみの森林組合を通しての補助金とし申請手続き等は作州かがみの森林組合にて行います。

（間伐、枝打以外の補助制度については森林組合にご確認ください）

留意事項

・現在、国の新制度の詳細について未確定な部分が多いことから、新制度の内容によっては、本補助金額、制度等も本年度中途より変更される予定であることをご了承ください。

お問い合わせ先

鏡野町役場産業観光課 林務係
電話(0868)54-2687
作州かがみの森林組合 造林係
電話(0868)52-2636

・作業道開設補助に対する国庫補助金は平成24年度をもって廃止される予定ですので、鏡野町の補助金についても縮小される可能性があります。ご了承ください。

